

会 議 録

会議の名称	本庄市障害者施策推進協議会
開催日時	令和4年9月16日（金） 午前 ・午後2時00分から 午前 ・午後3時15分まで
出席者	本庄市障害者施策推進協議会委員（別紙のとおり） 本庄市山下部副市長 山田福祉部長 佐々木福祉部障害福祉課長 田畑福祉部障害福祉課課長補佐 宇都宮福祉部障害福祉課課長補佐 青木福祉部障害福祉課専門員
欠席者	別紙のとおり
議題 （次第）	1 開会 2 委嘱状交付 3 あいさつ 4 会長選出 5 議題 協議事項 ① 第3次本庄市障害者計画主要事業に係る令和3年度の実績報告について ② 第4次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について 6 その他 7 閉会
配付資料	会議次第 席次表 資料01 第3次障害者計画主要事業に係る実績報告 資料02 現計画概要版 資料03 策定スケジュール 参考01 本庄市障害者施策推進協議会条例 参考02 本庄市障害者施策推進協議会規則 参考03 本庄市障害者施策推進協議会委員名簿 ※資料01から参考03は、事前送付
その他特記事項	傍聴人なし
主管課	福祉部障害福祉課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
進行	<p>1 開会</p> <p>皆様こんにちは。</p> <p>本日進行を務めさせていただきます、障害福祉課長の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それではこれより、令和4年度第1回本庄市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。</p> <p>お手元の次第に沿って進めさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。</p>
進行	<p>2 委嘱状交付</p> <p>続きまして、次第の2 委嘱状の交付でございます。</p> <p>本協議会の中で、選出団体において変更があった方について、委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p>本日は、市長の方で、皆さんに直接交付できませんことをお詫び申し上げますとともに、ご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、交付につきましては、山下部副市長よりさせていただきますが、こちらでおひとりづつお呼びいたしますので、その場で委嘱状をお受けくださいますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大屋正信様（本庄市社会福祉協議会） ○堀口伊代子様（本庄市議会議員） ○榊田由香様（熊谷職業安定所本庄出張所） ○羽田淳様（埼玉県北部福祉事務所） <p>ありがとうございました。</p> <p>新任の皆さまの任期は、前任の方の残任期間で、全員の皆さまと同様に、令和7年1月までとなります。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、開会にあたり、山下部副市長よりご挨拶申し上げます。</p>
あいさつ	<p>3 あいさつ</p> <p>皆様こんにちは。副市長の山下部でございます。</p> <p>ただいま委嘱状を交付させていただきましたが、司会の方からございましたとおり、本来であれば、市長より交付させていただくべきでございましたけれども、別な公務のため、私が対応させていただきました。ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>また、ご挨拶につきましても、市長より申し上げるところでございますが、同様にご了承いただき、ひとことご挨拶申し上げます。</p>

あいさつ	<p>す。</p> <p>本日は大変お忙しいところ、また残暑が厳しい中ですね、お集まりいただきました本庄市障害者施策推進協議会、今年度第1回ということで、お世話になります。ありがとうございます。</p> <p>また日頃より、本市の障害者施策の推進に対しましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、皆様もご存じかと思いますが、障害を理由とする差別解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法、この改正法が昨年成立し、事業者による合理的配慮の提供が、努力が外されて、義務に改められたっていうことでございます。</p> <p>障害のある人もない人も、共に生きる社会の実現を目指し、差別的扱いの禁止、合理的配慮の提供、また、そのための環境整備がより求められていくものでございます。</p> <p>市といたしましても、これまで以上に様々な人々がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きと人生を送れる。そういった共生社会の実現を目指し、その周知と取り組みに、より一層努めて参りたいと考えております。</p> <p>本日は議題にもございますように、現行の障害者計画の実績、また次期計画の策定にあたりまして、現状等を踏まえましての、幅広いご意見、ご助言等を頂戴できればというふうに思います。</p> <p>皆様には障害者政策の推進に対しまして、引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、はなはだ簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしく申し上げます。</p>
進行	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、会長よりご挨拶をいただくところでございますが、委員の変更により、会長が不在となっております。そこで、参考01の本庄市障害者施策推進協議会条例第5条第3項により会長が欠けたときには、副会長が代理する事となっておりますことから、種村副会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
あいさつ	<p>はい。それでは改めて、皆さんこんにちは。副会長の種村でございます。私は、障害者計画とか障害者福祉計画等々に、第1回目からずっと関わってきました。</p> <p>その間、国の方の法律も、国連の採決などにより左右される形で、改正・施行されてまいりました。</p> <p>今、副市長がおっしゃった障害者差別解消法の改正がなされ、この2、3年の間にいろいろな形で施行され、様々な場面で適応されることと思われまます。</p>

あいさつ	<p>私共の本庄市障害者施策推進協議会も、委員の方の委嘱替えなどを経て、体制の改修を重ねてまいりまして、先ほど申し上げました国などの動きに沿って、本市の障害者施策について議論を深めつつ、現在は本市の障害者計画と障害福祉計画という形を取り、計画に掲げた施策が実質的に市民の皆さまに有意義な形で波及されるよう、いわゆる市民全体に恵みがもたらされるように取組みとその評価検証を行ってまいりました。</p> <p>最近では、いわゆるユニバーサルデザインという形で、障害があってもなくても安全に安心して暮らせるまちづくりを目指すという形、これは、今後の住宅政策にも反映されていくと思っておりますが、この考え方の普及により、一般の市民の方々や障害児をお持ちのお母さま方や高齢者の皆様、いわゆる社会的弱者にも大変有意義な波及効果が見られてきたものと考えております</p> <p>つきましてはですね、今回の推進協議会におきましても、障害者のみならず、市民全体の利益を上げるよう、皆さんの知恵を拝借し、より良い本庄市を作るため、協議してまいりたいと考えておりますので、どうぞ協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
進行	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで副市長は、公務のためここで退席させていただきます。</p> <p>次に、事務局より報告申し上げます。</p> <p>本庄市障害者施策推進協議会条例第6条第3項には、会議の成立条件といたしまして、過半数以上の出席が必要と規定されております。</p> <p>本日は委員19名中10名の委員の方にご出席をいただいておりますので、本会議は成立となります。</p> <p>なお、本日所用により欠席の連絡を受けております、宮崎委員様、内田委員様、五月女委員様、川瀬委員様、関根委員様の5名につきましては、後日事務局より本日の会議についてご報告させていただきます。</p>
進行	<p>4 会長選出</p> <p>続きまして、次第の4 会長選出でございます。</p> <p>会長につきましては、本庄市障害者センターの推進体条例第5条第1項において、協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定めると規定されています</p> <p>この規定に基づきまして、皆様に会長を選出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>選出にあたりまして、選出区分、お名前、団体名等は、お手元</p>

進行	<p>の参考2の資料の本協議会委員名簿をご覧ください。</p> <p>なお、会長の選出については、副会長の進行により進めさせていただきますのでご了承ください。</p> <p>種村副会長、よろしくお願いいたします。</p>
議事進行 (副会長)	<p>はいわかりました。</p> <p>それでは、会長が決まりますまで、暫時進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>先ほど事務局からご説明がございました通り、条例により、会長は委員の互選により定めると規定されており、そこで僭越ではありますが、私よりご提案がございます。</p> <p>もしよろしければ事務局の考えを聞きたいと思いますが、皆様の同意を求めたいと思います。いかがでございましょうか。</p>
全委員	一同「事務局の考えを聞くこと」を了承。
議事進行 (副会長)	はい、ありがとうございます。異議なしということでございますので、それでは事務局の方、ご提案がありましたらよろしくお願いいたします。
進行・事務局	<p>はい。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>まずは事務局の考えということで示させていただきます。</p> <p>前回の本協議会では、本庄市議会議員の選出委員に会長を務めていただいております。</p> <p>そこで前例にならい、今回につきましても第5号、市議会よりご推薦いただいております堀口委員に会長をお願いできないかと考え、これを提案させていただきます。</p>
議事進行 (副会長)	<p>はい。</p> <p>ただいま堀口委員に会長をお願いできればというふうな事務局の提案がございました。</p> <p>これにつきまして、堀口委員、また他の委員の皆様、何かご意見はございますでしょうか。</p>
委員	「異議なし」の声あり
議事進行 (副会長)	<p>はい、異議なしというふうな言葉がございました。</p> <p>それではご提案につきまして、ご異議がなければ皆様、拍手をもってご承認をお願いします。</p>
全委員	「拍手」を持って堀口新会長を承認・選出
議事進行 (副会長)	<p>ありがとうございます。それでは会長につきましては、堀口議員にお引き受けいただくということで決定させていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>

議事進行 (副会長)	会長が決まりましたので、私は進行のお役を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
進行	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、堀口会長におかれましては、前方の席へ移動をお願いいたします。</p> <p>ここで、本庄市障害者施策推進協議会の会長に就任されました堀口会長よりご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
就任あいさつ (会長)	<p>改めまして皆様こんにちは。</p> <p>ただいまご選出をいただきました堀口でございます。</p> <p>障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための障害者自立支援法にかわり、平成25年4月1日に、地域社会における共生社会実現に向けて、新たに障害者総合支援法が施行されました。これに基づき、サービスが拡充され、少しずつですが、共生社会の実現に向かっていていると思いますが、まだまだ道半ばではないかと思っています。</p> <p>本審議会では、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3つの計画に関してご審議をいただきます。</p> <p>共生社会の実現に向けて、よりよい計画となりますよう、皆様のご協力をよろしく願いいたします。</p> <p>以上会長としてのあいさつとさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
進行	<p>堀口会長、どうぞよろしく願いします。</p> <p>それでは、議題に入る前に事務局より本日の資料の確認をさせていただきます。事前に郵送させていただきました資料につきまして、ご確認お願いいたします。</p> <p>資料1、第3次本庄市障害者計画主要事業に係る実績報告書一部、A3の大きい冊子になっております。</p> <p>資料2、現計画概要版一部、A4のカラーの冊子になっております。資料3、策定スケジュール一部、A32ページになっております。参考資料1本庄市障害者施策推進協議会条例、参考資料2本庄市障害者施策推進協議会規則、参考資料3といたしまして、本協議会委員名簿を事前に送付させていただきました。</p> <p>もし、お手元に資料に不足がおありの方がいらっしゃいましたら、お申し付けください。以上6点でよろしいでしょうか。</p>

進行	<p>5 議題</p> <p>それでは続きまして、次第の5、議題に入らせていただきます。議事の進行につきましては、本庄市障害者施策推進協議会条例第6条第1項の規定に基づき、会長にお願いしたいと思います。これからの議事進行、堀口会長よろしく申し上げます。</p>
議事進行 (会長)	<p>失礼します。会長が会議の議長を行うとのごことでございますので、この後の議題につきまして、議事の進行を務めさせていただきます。会議のスムーズな運営にご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、早速議事に入らせていただき、議題の(1)、協議事項の①、第3次本庄市障害者計画主要事業に係る令和3年度の実績報告について、事務局から説明をお願いします。なお、事業数が多いので、特に説明が必要な事項についてお願いいたします。まだ、本資料は事前に配布されておりますので、説明ができるだけ簡潔にお願いいたします。</p>
説明 (事務局)	<p>はい。</p> <p>それでは事務局よりご説明をさせていただきます。</p> <p>着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは、第3次本庄市障害者計画主要事業に係る実績報告についてご説明させていただきます。</p> <p>事前に配付いたしましたA3の資料1、本庄市障害者計画主要事業に係る実績報告についてのご説明になります。</p> <p>では説明させていただきます。</p> <p>平成30年度から令和5年度の6年間を計画期間とする第3次本庄市障害者計画では、障害の有無に関わらず、市民が住みなれた地域で共に暮らしていくことのできる地域共生社会の構築を目指しており、計画の基本理念を「みんなが輝く共生のまち本庄」と定めています。</p> <p>この基本理念を実現するために、2つの基本目標を定め、それぞれ2つの基本方針のもとに、19施策、事業数としては104事業を実施しております。</p> <p>本日はお時間も限られている中ですので、4つの基本方針の中から、一部の事業について実績をご報告させていただきます。</p> <p>初めに、資料1の1ページをご覧ください。</p> <p>基本目標「1、共生のまちづくりにおける基本方針」の「(1)、地域で共に暮らす社会の構築」の中から、「①障害者の権利擁護の推進」における一つ目の行にあります「1、共生社会に関する理解啓発の促進」に関する一つ目の行にあります「1、共生社会に関する理解啓発の促進に関する実施事業」についてご説明いたします。</p>

説明（事務局）

令和3年度は、障害者の理解促進に係る啓発事業などを実施した法人に対する支援として、自発的活動等支援事業補助金を設置し、補助事業を実施しました。

広報にて募集を行い、1法人から応募がありまして、講演会の開催に対して補助金を交付いたしました。

講演会の内容としましては、障害のある子の親亡き後に備えてということで、主催のNPO法人とは別の法人の代表として活動している方を講師としてお迎えし、障害児者の親亡き後問題の理解や課題の周知についてご講演いただいたものとなっております。

広く市民へ啓発活動を実施する団体を支援し、市民の理解促進に繋げるという観点から、今後も継続して補助事業を実施していく方針です。

続きまして、5ページをお開きください。中段にあります、「⑦相談情報提供意思疎通支援の充実」の中から、1行目の「1、相談支援の充実」について、事業内容をご説明いたします。

障害の種別ごとに3つの事業所へ相談支援業務を委託しております見玉郡の3つの町と共同での委託となっております。

身体障害と知的障害については、本庄市障害福祉センター内で、精神障害については、美里町の事業所にて事業を実施しております。

また、地域の障害のある人やその家族などに対する相談支援の充実に向けて、見玉郡市自立支援協議会の部会において、基幹相談支援センターの設置に関する検討を進めました。

基幹相談支援センターの設置については、引き続き早期の実現に向けて、関係各機関との協議を進めているところでございます。

ページをめくっていただいて、6ページをご覧ください。

一番下の行、「11、意思疎通支援の充実に関する実施事業」についてご説明いたします。

前回の会議で、主は派遣事業を委託している本庄市社会福祉協議会にタブレットを導入したことで、オンラインでの手話通訳ができるような環境整備を行ったことをご説明いたしました。

昨年度は、本庄市の障害福祉課のタブレットと本庄市社会福祉協議会のタブレットを使用して、窓口到手話通訳者がいなくても、手話通訳を依頼することが、機能的には可能となっております。

しかしながら、本庄市社会福祉協議会到手話通訳担当が不在の時間もあることなどから、周知の方法などを含め、今後改善していくべき課題があるものと認識しております。

時間もあることなどから、周知の方法などを含め、今後改善し

<p>説明（事務局）</p>	<p>ていくべき課題があるものと認識しております。</p> <p>同じく、意思疎通支援事業として、要約筆記者の派遣を行っておりますが、昨年度は本庄市児玉郡聴覚障害者福祉協会様が開催されました映画上映会において、要約筆記者の派遣を利用いただき、利用実績が1件となっております。こちらにつきましても、利用件数が少ないため、正に制度の周知を図る必要があると考えております。</p> <p>続きまして、8ページをご覧ください。</p> <p>基本目標「1、共生のまちづくりにおける基本方針」の「(2)、安心して暮らすことのできる地域づくり」の中から、「①誰もが暮らしやすいまちづくり」における、2行目の、「公共施設のバリアフリー化の推進に関する事業」の実施事業についてご説明いたします。</p> <p>各公共施設の改修計画などに応じて、必要に応じたバリアフリー化を進めておりますが、市の面的一体的なバリアフリー化の方針を示すため、道路管理課において、移動等円滑化促進方針の策定に着手しました。</p> <p>引き続き、多様な関係者の方の意見をいただきながら、移動等円滑化促進方針の策定を進めていきます。</p> <p>続きまして10ページをご覧ください。</p> <p>基本目標の「2、一人一人が輝くまちづくりにおける基本方針」の「(1)、社会的に自立できる社会の構築」の中から、「①保育療育教育の充実」の中からご紹介いたします。</p> <p>隣の11ページの一番下をご覧ください。</p> <p>「18障害児通所支援の充実に関する実施事業」についてご説明いたします。</p> <p>障害児通所支援事業所としましては、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援がございりますが、市内に児童発達支援事業所が5ヶ所、放課後等デイサービスが11ヶ所、保育所等訪問支援を行う事業所が2ヶ所設置されております。</p> <p>療育が必要と判断されたお子さんを含む障害児に対する専門的支援の充実を図りました。延べ利用者数は3,514人となっております。</p> <p>引き続き専門的な支援が必要なお子さんが、適切な支援を受けられるよう事業を実施してまいります。</p> <p>続きまして、14ページをご覧ください。</p> <p>基本目標の「2、1人1人が輝くまちづくりにおける基本方針」の「括弧2、生きがいの創出における施策」の中から、中段の</p>
----------------	--

説明（事務局）

②スポーツレクリエーション活動への参加促進における1行目、1、スポーツレクリエーション活動の充実の実施事業についてご説明いたします。

スポーツ推進課においては、毎年実施しているスポールフェスタでは、障害者スポーツの体験コーナーを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年度は中止となっております。

障害福祉課においては、毎年社会福祉法人に委託をして、障害のある方のために、ボッチャ、グランドゴルフ、ソフトバレーボールを実施しております。

令和3年度は、感染症の流行状況に応じて活動規模を縮小している場合もありましたが、グランドゴルフは月2回四季の里東公園で、ボッチャは、月1回勤労青少年ホームで、ソフトバレーボールについては、月1回程度児玉郡市内の体育館を会場として開催しておりました。

また、地域生活支援センターのさわやかさんにご協力をいただいて、視覚障害のある方の活動として、障害福祉センターにてサウンドテーブルテニスの活動を月1回程度開催しております。

スポーツレクリエーションは大切な社会参加の機会となりますので、障害のある方へ引き続き活動の場を提供していきたいと考えております。

続きまして、15ページをご覧ください。

「③交流活動の促進」における2行目の「2、地域活動支援センターの充実」に関する実施事業についてご説明いたします。

障害のある方の創作活動や生産活動の機会の提供、地域との交流などを行う地域活動支援センターを、市単独で1事業所へ、児玉郡市共同で2事業所へ委託しておりました。単独の委託である知的身体障害者向けのデイケアひまわりにおいては、令和3年度延べ利用者数は4,032人となっております。

共同委託となる精神障害者向けの地域活動支援センターの令和3年度延べ利用者数は2,970人となっております。

同じく精神障害者向けの障害者生活支援センター美里、こちらは美里町にある施設になりますが、令和3年度の延べ利用者数は1,736人となっております。

各事業所においては、それぞれの障害の特性に合わせた活動を実施し、障害のある方の日中の居場所として活用いただいているところです。

しかしながら、感染症対策を行いながら、障害のある方の創作

<p>説明（事務局）</p>	<p>活動や生産活動、地域との交流を行うということについてご苦労いただくことが多かったと聞いております。</p> <p>この点に関しましては、地域活動支援センターだけの課題ではないのですが、障害者施策にご協力いただいている関係団体、関係事業所の皆さんに、令和3年度のこの中の状況においても、様々に対策をとりながら、事業を継続していただきました。</p> <p>令和3年度の事業実績についての説明は以上となります。</p>
<p>議事進行 （会長）</p>	<p>ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。</p> <p>水上委員、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>保健所の水上といいますよろしくお願いします。</p> <p>今のご説明には入ってなかったんですけど、3ページの保険医療サービスの充実というところの一番下で、医療機器、医療機関、7番の医療、医療機関等との連携の強化、の中で、事業の概要とすると、精神障害のある人の地域での安心した暮らしを支えるため関係医療機関との連携を強化しますと書いてあるんですけど、その実績のところ、保健所等関係機関の連携をとり、精神障害者にも対応した包括ケアシステムや、その設置について、郡市で検討していますとあるんですけど、せっかく事業の概要で、精神障害者ではなく精神障害のある人の地域での包括ケア書いてあるので、実績の方も精神障害者ではなく精神障害にも対応したということ、者を抜いていただければと思うんです。</p> <p>障害者計画なので、者をつけた精神障害者とは言いたくなく思うんですけど、一応埼玉県としてこの精神障害者に対応した包括ケアではなくて、最近者を抜いて、精神障害に対応した包括ケアシステムという言葉の使い分けをあえてしているので、ここはちょっとこのようなんですけど、実績報告も、包括ケアとの結びつきを語る際には、精神障害者ではなくて、精神障害、要は、障害者ではなくて精神障害、メンタルヘルスに課題を持った人、引きこもりもそうですけど、孤立してる人を地域で支えるっていう目標、そのための包括ケアというところでの、精神障害という言葉で区切っているところなので、そこは一応埼玉県の方もちょっとこだわって、者ではなく、メンタルヘルスに課題を持った方、誰でも障害者にもなりうるし、メンタルヘルスの精神保健に関する問題っていうのは、誰でも起こりうるっていうところ、でございます。</p> <p>そういう人たちを含めて、地域社会という地域づくりを目指しましょうっていうところでも、精神障害に対応した包括ケアって</p>

委員	<p>いう使い方をしているのです、そこはちゃんと言ってもらえればと思います。よろしくお願いします。</p>
議事進行 (会長)	<p>ただいまの水上委員のご提案に対しまして、事務局お願いします。</p>
説明 (事務局)	<p>はい。ご指摘いただきありがとうございます。 埼玉県の方で統一して使用している表現ということになりますので、今後説明いただいた内容の方を理解した上で、こちら修正をさせていただきます。</p>
議事進行 (会長)	<p>水上委員よろしいでしょうか。 他にご意見はございませんでしょうか。</p>
委員 (副会長)	<p>はい。 障害者の権利擁護の推進の①の中で、先ほどお話がありました「共生社会に関する理解と啓発の促進」について、例えば中間評価だからどうこうという話ではないんですけど、この中間評価は、他全てそうなんですけど、要は令和3年度に、計画していたもしくは予算立てをした事業の3年度実績として、それから実行ができたというふうな形での評価がこの中間評価というふうに思います。 それで、肝心要のいわゆる市民に対して共生社会の理解をスルーする等、どう訴えかけるというか、理解の促進を図るという部分で申し上げますと、障害福祉課の場合は、どうしても行動範囲が限られてしまっている、いわゆる障害福祉課のコネクションのある施設だとか団体だとか、そういうところに対して研修会を行って、その都度パンフ等を配って理解を求めるというふうな話は歯がゆい話なんですけども、障害者施設とか、障害福祉課にコネクションがあるいわゆる障害者に理解のある施設だとか障害者を対象にというふうなことが多いので、いわゆる一般市民に対して理解を求めるとなると、なかなか障害福祉課だけでは難しいというか、限られてしまうんじゃないかなという心配が一つですね。 そういう部分を例えば市民活動推進課などと連携をもう少し強力に図る必要性があるのではないかというのが、まず印象が一つございました。 それと、不特定多数の市民に訴えかけるとなれば、どうしても基本的なメディアを利用した普及、これは国でも、県でも、いろいろな形でメディアを使ってやっていますけども、本庄における身近なメディア、例えば、ケーブルテレビでも結構でしょうし、その他いろいろな形で、そういう部分を一度プログラムを組んで、そういうメディアにヒット番組を作ってもらえないかみたいな申</p>

委員（副会長）	<p>し入れを障害福祉課から働きかけ、市民の心に訴えかけるような方法もある程度あるのではないかなあというふうに見て思いました。</p> <p>できればそういう手段も今後考えてみていただければと思います。以上でございます。</p>
議事進行（会長）	<p>はい。ただいまの種村副会長のご意見に対して、事務局お願いします。</p>
説明（事務局）	<p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>ケーブルテレビ等々ご覧になれる方もたくさんいらっしゃいますし、また番組の後、ご相談をしやすい地域に密着した情報提供をいただいているというふうに思っておりますので、まだ具体的にすぐどのようなことはこの場では申し上げられませんが、種村副会長のおっしゃるとおり、とにかく何かをお願いしたり何かお配りするときに、おっしゃったように、関係の事業者団体というところになってしまいがちなと今つくづく思いました。</p> <p>今後は、より視野を広げ、幅広い方々にご理解いただけるような機会というのを、調査研究してまいりたいというふうに思っております。また、広報紙等の活用につきましても、差別解消法等の法改正の施行等の情報にはしっかり対応し、広報誌をはじめとした様々メディアの活用について、その期などを捉えて、的確かつ適切な取り組みができるよう、調査研究していきたいと考えております。</p> <p>ありがとうございます。</p>
議事進行（会長）	<p>ほかにご意見ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>一同、協議事項①を了承。</p>
議事進行（会長）	<p>資料1の第3次本庄市障害者計画主要事業に係る令和3年度の実績について、ご協議いただきましたが、他にないようですので、これについては終了といたします。</p> <p>ただいまいただきましたご意見等は、事務局で十分に参酌され、今後の事業実施や新しい計画策定等に生かされるよう、お願いいたします。</p> <p>続きまして、協議事項の②、第4次障害者計画、第7期障害福祉計画第3期障害児福祉計画の策定について、事務局から説明をお願いします。</p>

説明（事務局）

それでは資料2 現行の計画の概要版と資料3 策定スケジュールを参考としながら、次期計画である第4次本庄市障害者計画第7期障害福祉計画第3期障害福祉計画の策定についてご説明させていただきます。

まず初めに、A4のカラーの冊子、資料2をご覧ください。

こちらは現在進行中の計画でございます。

第3次本庄市障害者計画等の要点をまとめた概要版になっております。

第5期本庄市障害福祉計画、第1期本庄市障害児福祉計画については、同じタイミングで作成いたしました。2つの計画につきましても、計画期間が3年間であるため、障害者計画より先に終了して、現在は第6期本庄市障害福祉計画、第2期障害児福祉計画が最新の計画となっております。

1ページをお開きください。

はじめに、計画策定の趣旨とその位置づけについてご説明させていただきます。

計画の趣旨としましては、本市における障害者政策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものとなっております。3つの異なる計画から構成されております。

計画の位置づけですが、本計画は法定計画となっております。障害者計画は、障害者基本法を根拠法令として、障害のある人のための政策に関する基本的な計画となっております。

また、障害福祉計画は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法を根拠法令として、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画となっております。

最後に、障害児福祉計画は、障害者計画の児童版というものでございまして、児童福祉法を根拠法令として、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画となっております。

続きまして、中段の2、計画の期間をご覧ください。

計画の期間についてご説明いたします。

現在の計画については、障害者計画は6年間の計画期間として、平成30年度から令和5年度までを計画期間としております。

障害福祉計画と障害児福祉計画につきましても、3年の計画期間であるため、先ほど申し上げましたが、先に1度更新をしております。

今回、更新後の第6期本庄市障害福祉計画と第2期本庄市障害

説明（事務局）

福祉計画についても同時に更新する形になります。

3つ計画について、令和5年度は最終年度であるため、令和6年度からの新しい計画について、皆様にご協議いただきながら策定を進めていくこととなります。障害福祉計画と障害児福祉計画につきましては、基本的に国統計の基本方針に沿った内容で策定を求められる計画となっております。

そのため、全市町村で構成がほとんど同じものとなります。

それに対して、障害者計画につきましては、6年間の計画期間として策定しておりますが、市の障害者施策について計画するものであり、比較的市の特色を出しやすい計画となっております。

現行の計画の地域共生社会の構築を目指す方向性が大きく変わるものではないと思いますが、現在の社会状況や地域の課題を反映させた計画とするため、今後市民アンケートや関係団体へのヒアリングを実施しながら、素案を作成していただく予定です。

アンケート内容や素案について、今後皆様にご競技いただく予定となっております。

続きまして、A3の資料3をご覧ください。

両面印刷のものになります。

具体的なスケジュールとしましては、今後2月のところ、色がついている部分が、皆様の協議会の動きとなっております。

今後、2月に予定の協議会にて、庁内での検討会議にてアンケートの内容や計画骨子について、案を作成したものについて、2月の協議会でご協議いただく予定でございます。

裏面に行きまして、来年度のスケジュールとなっております。5月頃にアンケートの方を実施。団体ヒアリングの方を実施し、集計分析を行います。

その結果現行計画の評価を反映させた形で、来年9月の協議会で、計画の素案を公表いただく予定でございます。

そこでのご意見を反省、反映させた形で、11月の協議会で計画案として、確定し、パブリックコメントの実施をいたしまして、広く市民の方などからご意見をいただく機会を設けます。

その後の2月の協議会で計画案の決定をしまして、市長への答申を行い、3月に市が計画として策定するという流れを予定しております。

確定までに協議会の開催回数は、あと4回予定しております。委員の皆様には、長期間にわたりご協力をいただくこととなりますが、よりよい計画となりますよう、忌憚なきご意見をいただきたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明（事務局）	計画の次期計画の策定について事務局からの説明は以上となります。
議事進行（会長）	ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問がありました。はい、水上委員。
委員	<p>はい、</p> <p>6ページの4番、大きい数字の4番のところの1番の括弧に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ってところで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、協議会やその専門部会など、保健医療福祉関係による協議の場を、本庄市、美里町、神川町、上里町の児玉郡市が共同で設置することを目指しますとあるのですが、基幹相談支援センターの設置に向けて準備しているという話なので、その中で、協議の場を設けていくという方向性もありだとは思っています。</p> <p>例えば、本庄市はせっきく今年の4月に総合相談窓口という、すごく思い切った決断をして、障害とか生活困窮に限定しないで、どこに相談したらいいかわからないような人たち、あるいは警察とか保健所からどこに行ってもいいかわからない方の相談窓口を設け、とりあえず受け止める相談窓口を今年の4月から設けておられます。</p> <p>障害者支援の分野においても、地域包括ケアシステムの構築にあっては、本庄市のこうした動きから見えてくる新たな課題などもうまく取り入れながら、連携していく、相談記録などの書類なんかいろいろ縦割りの弊害をなくすよう、課題解決に繋げるような、何か具体的なものを作ってくれるんじゃないかなっていうそういう期待感があるので、その協議の場を設けると同時に、様々な機関とどう連携していくところを考えていただければありがたいなという期待の意味も含めたいけんでございます。</p>
議事進行（会長）	ただいまの水上委員の意見に対して、事務局お願いします。
説明（事務局）	<p>ただいまの水上委員のご意見ご指摘ありがとうございます。</p> <p>ただいまの水上委員のご意見で、本庄市児玉郡の郡市での共同の協議の場と合わせて、本庄市でも、横の連携ですとかってところで、いろいろな分野での連携ってところの、そこを考えてくださいということでのご指摘いただきました。本当にその通りだと思っています。</p> <p>郡市で今、精神障害にも包括ということで、自立支援協議会の専門部会の中で、全てをゼロから協議をするっていうのは、難し</p>

説明（事務局）	<p>いということで、各自治体で実務の中できちんと障害部門とそこに関係する部門と一緒にしながら、協議をしながら、自立支援協議会に絡めていかなくちゃいけない案件というのを上げていきながら、さらに重要なことを郡市で検討していくというような形を目指していきたいということで、各自治体で考え、それぞれを、どう自立支援協議会に地域の課題として上げていくかっていうところは、今後の自立支援協議会の専門部会等で話し合いをしていくという予定になっております。</p> <p>大変参考になるご指摘だったと思います。ありがとうございます。</p>
議事進行（会長）	<p>他にご意見ご質問はございますでしょうか。</p> <p>ただいま資料4の障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画の策定についてご協議いただきましたが、ほかにありませんでしょうか。</p>
全委員	<p>一同、協議事項②を了承。</p>
議事進行（会長）	<p>ほかにないようですので、これについては終了といたします。本日いただきましたご意見等は、事務局で十分参酌され、今後に生かされるようお願いいたします。こ</p> <p>本日の議事は以上となりますが、他にご意見、ご質問はないでしょうか。ないようでしたら、これで本日の議事は終了とさせていただきます、委員の皆様におかれましては、議事進行にご協力いただき、また、熱心なご協議をいただき、感謝申し上げます。</p> <p>それでは、進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。</p>
進行	<p>委員の皆様には、長時間にわたり慎重にご協力いただきましてありがとうございました。</p> <p>また、議長を務めていただきました堀口会長にはお礼申し上げます。ありがとうございました。</p>
進行	<p>6 その他</p> <p>続きまして、次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>せっかくお集まりいただきました機会ですので、委員の皆様から何かご案内するものなどございますでしょうか。</p> <p>社会福祉協議会の大屋委員どうぞ。</p>
委員	<p>社会福祉協議会の大屋と申します。</p> <p>お手元に、本日の資料とは別に、赤いチラシと水色のチラシを置かせていただきました。そちらをご覧いただければと思いま</p>

委員	<p>す。成年後見制度に係るイベント・講演会のお知らせになります。</p> <p>まず1点目、赤いチラシの方をご覧いただきたいと思います。こちらは、漫才師を招いて、漫才を通して成年後見制度を楽しく学ぶということで、10月の8日の土曜日午後1時30分から、本庄市児玉文化会館セルディホールで開催させていただきます。一応100名ということになっておりますが、まだ十分空きがありますので、ぜひご参加いただければと思います。申し込み方法につきましては、下の方に24-2755、社協の電話番号が書いてありますので、こちらの方に直接お電話をいただくか、その横にQRコードがありますので、こちらはスマホやタブレットで読み込んでいただき、そこに入力フォームがありますので、そこから送ること、申し込むことができますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それから2点目なんですけど、水色の方ですね、令和4年度市民後見人養成講座でございます。こちらにつきましては、受講生の募集という形になります。</p> <p>期間、開催日ですが、令和4年11月1日から11月29日まで1週間のうち、火曜日と金曜日、それぞれ全9回ということになっております。</p> <p>概ね10時から、ほぼ1日になってしまいますが、9日間の講座ということで、場所は、はにぽんプラザ3階IT活動室で、20歳以上の市民の方で、初めて受講される方に応募していただく形になっておりますので、よろしく願いします。定員は20名で、9月10日から10月7日までの申込期間とさせていただいており、ただいま参加申込を受け付けております。こちらは、ウェブでの申し込みはできないこととなっており、直接社協、窓口にて申込書をお持ちいただく形となっております。この申込書につきましては、社協のホームページからダウンロードできます。</p> <p>2つのご案内ともまだ十分あきがあつて、お願いという形になってしまいますけど、ぜひご興味のある方にご案内をしていただければと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p>
進行	他に何かございませんでしょうか。
副会長	<p>はい。すいません。種村から宣伝でございます。</p> <p>本庄市で障害者のための美術展覧会が11月の5日、6日の2日</p>

副会長	<p>間、本庄市民文化会館で開催されます。主催者は埼玉県身体障害者福祉協会と埼玉県美術連盟の支援で行われるものでございます。</p> <p>今回で64回目というふうなことで、年に1度の美術展でございますけれども、今回は本庄で開かれるというふうなことではなくてですね、私の知る限り、ほぼ初めて、今回本庄市から埼玉県知事賞の生徒さんが現れました。東中学校の生徒さんだと思うんですけども、これは別に私が協会の会長だからと、また、会場が本庄だというふうなことではございません。</p> <p>まさに35人の中央審議会の先生がたの多数決で名前を伏せた状態でその人に決定したというふうなことでございます。</p> <p>この間、64回とありますけれども、64年前から開かれておりまして、毎年11万点の小学校中学校の生徒さんの作品の中から、今回選ばれました700点を文化会館で展示いたします。</p> <p>その中で優秀賞というふうな形で70点を特別賞として、埼玉県知事以下、本庄市長賞とさいたま市長賞、それと議長賞等々、各メディアの読売新聞、朝日新聞、それとテレ玉賞などというメディア関係の賞を70点選びまして開催されます表彰式は、文化会館の大ホールで、5日の土曜日に行われますので、せっかく本庄から県知事賞という大変名誉なこともございますので、ぜひとも皆さん、もし時間があるようであれば、どうぞ見学に行ってみてください。</p> <p>ないですね、確実に各学校では、校内で審査されて、惜しくもその700点に選ばれなかった生徒さんたちの作品にも、優秀賞ということで、埼玉県下、私の名前で1万1000点の作品に対して表彰状を送っておりますので、皆さんのお身内の方々が表彰を受けているかもしれません。</p> <p>どうぞよろしく申し上げます。以上でございます。</p>
進行	<p>皆さんどうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。他に何かございませんでしょうか。 小松委員様。</p>
委員	<p>本庄特別支援学校のコーディネーターをしております小松といいます。準備もせずに突然の話でうまく話せないかもしれないのですが、情報提供ということでお願いしたいと思います。</p> <p>先週、国連から日本へ、教育を改めるよう要請があったというニュースがありました。</p> <p>障害者の権利に関する条約ですけど、世界的には分離の形ではなく全ての子供が一つの地域の小学校中学校、一つの学校で、あ</p>

委員	<p>らゆる学び方で、その個性が認められ、合理的配慮を受けて教育を受ける権利があるという条約を、日本は批准しているわけなんですけど、やはり、私が特別支援学校におりますと、障害があるから特別支援学校に行く、一般の学校で少し勉強ができない、障害があるからといって特別支援学級に行くという、そういう分離の教育が日本にはまだまだあるというふうに、この辺りを昨年から指摘されているものと私は受けとめました。</p> <p>それで、今後文科省とか埼玉県がどのような動きをするかわからないんですが、私が特別支援学校で、いろいろな小中学校を巡回させていただいて、子供に合った子供を伸ばす教育っていうものすごく合理的配慮をしながら、また、様々な支援をしながら、そういうものを大切にしていきたいなと思っています。</p> <p>今後、その障害者の権利に関する条約の教育の部分ですが、どのようになっているかわからないんですが、社会の実現を目指して、どんな教育が適しているのか考えていけたらと思い、情報提供させていただきました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
進行	<p>小松委員ありがとうございました。</p> <p>他にいかがでしょうか。はい、堀口会長どうぞ。</p>
会長	<p>すみません堀口ですが、ちょっと質問してよろしいでしょうか。</p> <p>先ほど大屋委員より市民後見人養成講座についてお話がありましたが、資料に「成年後見人の基本を学び、責任を持って成年後見人として活動していただく」とあるのですが、今現在、社協での成年後見人の状況と、こうした講座の後はどういった活動が考えられるのかとか、わかりましたらご説明をお願いします。</p>
委員	<p>ご質問のうち、まず、その後につきましてはですね、今、社協では、成年後見相談業務をやっておりまして、その講座を修了された皆さんに相談員となっていただきお願いしています。次に、成年後見の現状ですが、今、進行しておりますのが3名の方の後見を引き受けております。</p> <p>ただ今後ですね、多分これからかなり対象の方も増えてくると思います</p> <p>「後見こだま」という事業者がありますが、本庄地区の方がちょっと手薄という感じもございますので、ぜひ後見人養成講座を受けていただいて、登録をしていただいて、後見人としてやっていただける方が出ていただければと思っていますところでございます。</p>

進行	<p>ありがとうございました。 せっかくの機会ですので、他にいかがでしょうか。 榊田委員どうぞ。</p>
委員	<p>熊谷公共職業安定所本庄出張所の榊田と申します。よろしくお 願いします。</p> <p>本日ですね、私初めて参加させていただきまして、今回令和3 年度の実績を見させていただいて、ハローワーク本庄としても、 ちょっとやれることがあるんじゃないかということ考えた次第 でございます。</p> <p>私共でも、雇用の拡大とか、障害者の方の雇用安定を進めるう えでの助成金、この特定求職者雇用開発助成金制度がございまし て、これについてはかなり昔から安定した助成金になっておりま して、企業の方々も様々に使っていただいて、すごく長く続いて いる制度で、そういったところの案内とかの部分とかも少し足 りていないというところを感じたところでございます。</p> <p>それから、種村副会長様の先ほどお話があったように、市民の 方が多く知っていただくというところで、ハローワークでもやは りご理解をいただく取り組みが必要であろうと感じました。</p> <p>ご支援をいただく機関をはじめ、雇用さてる企業の方々、雇用 される従業員の方、皆様の理解を進めて参りたいと感じました。 例えば、せっかく事業主と一緒に働こうということで雇用しても、 採用される従業員の方の理解がなく辞めてしまうケースもありま す。</p> <p>先ほど種村副会長様からお話いただいたときに、本当にその通 りだなと思いましたので、こちらとしても何かご協力できると、 雇用の場に限られてしまいますが、何かご協力できることがあつ たらと思ったところでございます。</p> <p>それから私どもからのご案内といたしまして、10月18日に 県北地域障害者の就職面接採用を実施いたします。</p> <p>こちら各市町村のご協力のもと、熊谷スポーツ文化会館で開 催しますので、ぜひこちらの方も皆さんにご参加いただけたらあ りがたいと思っております。また、皆様に広く周知していただい たらありがたいと思っております。今日はちょっと用意がなく申 し訳ありませんでしたが、取り急ぎ報告ということで説明させて いただきました。よろしくお願いいたします。</p>
進行	<p>ありがとうございました。 そのほか、委員の皆様より何かございますでしょうか。</p>

進行	<p>ないようでしたら、最後に私からも一つお知らせをさせていただきますようお願いしております。</p> <p>来月10月15日の土曜日に、「ふれ愛祭」を開催させていただくことになりましたので、ご案内させていただきます。</p> <p>平成30年の開催以来、4年ぶりの開催となります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、障害者支援事業者や支援団体の皆様にご参加をいただき開催いたします。この日は、同時に障害をお持ちの方も参加しやすいニュースポーツフェスタをシルクドーム内で開催します。また、障害者作品展も同時開催を予定しておりますので、ぜひご来場いただきたいと思います。</p> <p>なお、パンフレットは市の広報10月号に折込み、全戸配布をさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、これにて次第の6その他を終了させていただき、本日の協議会を閉会とさせていただきます。</p>
進行	<p>7 閉会</p> <p>本日は、ご多忙のところお集りいただきまして本当にありがとうございました。</p> <p>閉会にあたりまして、種村副会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。</p> <p>それでよろしくお願ひいたします。</p>
副会長	<p>はい、皆様お疲れ様でございました。</p> <p>有意義な時間を過ごさせていただいて、私も感謝申し上げます。</p> <p>以上に応じまして、令和4年度の本庄市障害者施策推進協議会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
進行	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の日程が全て終了しました。</p> <p>お帰りなさいは労働行政でお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>